CFTニュース&息抜き(11月)

全日本コーヒー公正取引協議会(コーヒー公取協)に寄せられた問い合わせなど を、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2023年10月の気になる問合せ

(1) カフェインレスコーヒーの輸入販売を検討している。消費者庁にカフェインレスコーヒーの定義を聞いたところ、全日本コーヒー公正取引協議会に聞くように言われた。教えて欲しい。

また、スーパーの棚にはカフェインレスコーヒー名称の製品が多く、デカフェネィテッドコーヒーの製品名称が少ないのはなぜか。

⇒ コーヒー公正競争規約に定めるカフェインレスコーヒー及びデカフェネィテッドコーヒーは同じもので、名称が異なるだけです。いずれもコーヒー生豆に含まれるカフェインを90%以上除去したコーヒーです。

御社がカフェインレスコーヒーを輸入・販売をされるのであれば、当該コーヒーにどれだけのカフェインが含有されているか計測され、カフェインレスコーヒーと称して問題ないか判断してください。妊婦を含めカフェイン摂取が問題になる消費者へカフェイン情報が伝わるよう配慮する必要があり、カフェイン含有量の確認が肝要です。

- (2) 国産コーヒーの焙煎及び表示の依頼を受けた。コーヒー生産国は「日本」でよいか。また、委託者は国産コーヒーの量が少ないので1%又は10%の国産コーヒー豆使用で○○(県名)ブレンドとしたいとのことだが、許されるか。
 - ⇒ 日本で生産されたコーヒー豆であれば原料原産地表示は、「日本」、 「国産」、「コーヒー生産県名」の表示が可能です。 1%又は10%当該県産のコーヒーを使用して○○(県名)ブレンド

と称することは、コーヒー公正競争規約は認めていません。

ただし、食品表示基準の「特色ある原材料表示」は、特色ある原料の 使用割合を「1%」又は「10%」と記載することは認めています。

因みに、コーヒー公正競争規約は、ブルマンブレンドと称する製品がどれだけブルーマウンテンコーヒーを使用しているか、消費者等には不明として問題視され、1991年に「ブレンド」を称する場合の当該コーヒー豆の配合率を30%以上として、公正取引委員会の認定を受け、定められました。

2. 国産コーヒーに関する相談

昨年から国産コーヒーに関する相談が時々来るようになりました。地球温暖化、日本で消費が伸びるコーヒー、などということがコーヒー栽培にチャレンジする背景なのかもしれません。大手コーヒー事業関係者の中には栽培を支援している方もいるようです。

日本は沖縄県那覇市でも北緯 26 度でコーヒー栽培適地の北緯 25 度を超えています。地球温暖化はビニールハウス栽培の必要度を下げているとみられます。コーヒー公取協への問合せは、小笠原(東京都)、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、長崎県からですが、長崎県以外はビニールハウスを使用しないでコーヒー栽培を行っているようです!(確認はしていません。)

CFT 子は米国や豪州以外の先進国でコーヒー栽培を行っている例は知りません。米国はハワイのコナコーヒーが有名ですが、人件費や土地代の高い国ですからコナコーヒーの価格も極めて高い部類にはいります。生産地が世界有数の観光地ですから、コナコーヒーの価格が高くても販売はかなり容易だと思います。でも、ハワイ島でのコナコーヒーの生産量は限られていますから、ハワイでのコナコーヒーのブレンド率は通常10%です。これを日本で販売しようとするとコーヒー公取協の定めるブレンド率が30%ですので、時々、大手小売業の方からブレンド率がおかしいと指摘されたとの苦情が着ます。非関税障壁だ、と騒ぐ人もいますが、これはコーヒー公取協のルールであり、国の制度ではありません。日本産コーヒーに関する問合せはQ&Aに掲載したようなものです。

日本でコーヒー生産される方は、コーヒー生産工程(精製含む)をよく勉強 されるのが良いと思います。精製手法の違いでコーヒーの味や品質がかなり 変わると考えます。ロットの均質性も大事だと考えます。

国産コーヒーが CFT 子も飲める日が来ることを期待しています。